

令和4年1月26日

保護者の皆様へ

北広島市長 上野 正三

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための家庭保育のお願いについて

日頃より保育施設等における新型コロナウイルス感染症対応について、ご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

報道等でご存知の方も多いかと存じますが、1月27日（木）から北海道にも「まん延防止等重点措置」が適用されることとなりました。本市におきましても、先日公立保育園においてクラスターが発生したことや家庭内感染による子どもの感染が増えており、予断を許さない状況となっております。

つきましては、更なる感染拡大防止対策として、保護者の皆様へ下記のとおり可能な範囲での家庭保育にご協力いただきますようお願いいたします。

お子さんや保護者の皆様はもちろん、施設職員の健康や命を守るため、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

記

1 家庭保育について

令和4年1月27日（木）からまん延防止等重点措置が解除されるまでの間、保護者が家庭で監護できる場合など可能な範囲での家庭保育にご協力をお願いいたします。

保育が必要な方におかれましては、通常どおり各保育施設・学童クラブで受入れを行います。

※今後の感染状況等により、対応を変更する場合は改めてお知らせいたします。

2 保育料・学童保育料について

令和4年1月27日（木）からまん延防止等重点措置が解除されるまでの期間に登園（登所）しなかった場合は、理由を問わず日割り計算により減額いたします。詳しくは、別途お配りする資料をご覧ください。

【問い合わせ】

保育園について 子ども家庭課（電話372-3311 内線2208）

学童クラブについて 子育て・学童担当（電話 372-3311 内線 2203）

令和4年1月26日

保護者 各位

北広島市子ども家庭課

新型コロナウイルス感染症により保育所等が臨時休園等した場合の利用者負担額（保育料）等の取扱いについて（令和4年1月27日以降）

日ごろより保育施設における新型コロナウイルス感染症への対応にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

令和4年1月27日以降の利用者負担額（保育料）等の取扱いについて、下記のとおりお知らせいたします。

記

1 対象

- (1) 認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所に入所している3歳未満の子ども
- (2) 公立保育園の給食費

2 対象期間

令和4年1月27日からまん延防止等重点措置が解除されるまでの間
今後、状況に応じて期間を変更する場合には、改めてお知らせいたします。

3 令和4年1月27日からの利用者負担額（保育料）及び給食費について

理由を問わず、登園しない日が1日でもあった場合は、日割り計算により減額いたします。

また、下記(1)～(5)に該当した場合は、速やかにご利用している施設にご連絡ください。

- (1) お子さんが新型コロナウイルス感染症に感染した場合
- (2) 同居のご家族が感染した場合・お子さんが濃厚接触者に特定された場合
- (3) お子さんまたは同居のご家族がPCR検査等を受ける場合
- (4) 同居のご家族が濃厚接触者に特定された場合
- (5) 同居のご家族が在籍するクラスが学級閉鎖等している場合

① 計算方法

$\frac{\text{月額保育料（または給食費）} \times \text{その月の利用日数}}{25}$ （10円未満切捨）

② 還付について

2の期間中に欠席した日数を日割り計算で還付いたします。各施設から市へ欠席日数を報告していただき、翌月以降に指定口座に還付いたします。**一旦保育料等を全額お支払いいただき、後からの還付となりますことにご理解とご協力をお願いいたします。**入金額は別途お知らせいたします。

なお、認定こども園、地域型保育事業所をご利用の場合は、施設により還付等の手続きが異なりますので、施設へ直接お問い合わせください。

4 手続きについて

保護者の皆様からの申請等は不要です。

各施設から市へ欠席日数を報告していただき、日割り計算を行います。

欠席日数に疑義がある場合は、各施設へ直接お問い合わせください。

なお、入所時期や保育料の納付方法によっては「保育所保育料等還付先口座指定届」の提出が必要となることがありますので、施設を通じて個別にご案内いたします。

問合せ・連絡先：子ども家庭課（電話 372-3311 内線 2208）